

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第二十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一アの表六級の項第一号中「東京事務所の副所長」を「規模の大きい出先機関の困難な業務を所掌する主幹」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同表七級の項中第十二号を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

12 収用委員会事務局の事務局長の職務

別表第一アの表七級の項中第九号を第十一号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

6 困難な業務を所掌する本庁の参事の職務

7 東京事務所の副所長の職務

別表第一ウの表三級の項第二号及び別表第一エの表三級の項第二号中「参事」の下に「センター所長、センター次長」を加える。

別表第一キの表六級の項を次のように改める。

六級	
1	本庁の室長補佐及び主任調整員の職務
2	出先機関の主幹の職務

別表第一クの表五級の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 出先機関の主幹の職務

別表第一に次のように加える。

ケ 福祉職給料表

--	--

職務の級	条例別表第七に定める等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、 困難及び責任の度が同程度の職務
一級	1 主任技師の職務 2 技師の職務

コ その他

アからケまでに定めるもののほか、付（職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）第三条第四項第三号及び第四条第二項並びに奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）第二条第三項に規定する付をいう。）の職務の級は、付への降任又は転任の前日に就いていた職の職務の級とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表第一アの表七級の項第五号の次に二号を加える改正規定（同項第六号に係る部分に限る。）は、令和五年三月三十一日から施行する。